

那覇市公報

第 1 7 6 5 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 975
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 976
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について（保護管理課）…………… 978
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について（保護管理課）…………… 979
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 980
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課）…………… 981
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 982

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 983
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 984

◇選挙管理委員会告示◇

- 沖縄県議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録の移替えの延期について
..... 984
- 特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について・・・ 985

◇監査委員公表◇

- 令和元年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）・・・ 985
- 那覇市職員措置請求監査結果について（公表）..... 990

告 示

那覇市告示第 106 号

令和 2 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
クリニックエスプリ	喜瀬 貴則	令和２年４月６日～ 令和８年４月５日
那覇市長田１－６－１		
とまり皮フ科	新嘉喜 長	令和２年４月１日～ 令和８年３月３１日
那覇市おもろまち２丁目３番２３号 ２階		
ひだまり薬局 那覇店	合同会社ぐるくん 代表社員 安次富 久美子	令和２年４月１日～ 令和８年３月３１日
那覇市おもろまち２丁目３番２３号		
あさひ訪問看護ステーション	株式会社大湾 代表取締役 大湾 朝成	令和２年２月２７日～ 令和８年１月３１日
那覇市三原１－２４－１０		

医療法人社団みかさ会 かなさんデンタルケア小禄	医療法人社団みかさ会 理事長 下石 衛	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日
那覇市宮城1丁目18-1 エスタジオ小禄B1		
訪問看護ステーションアレグリア	医療法人寿仁会 理事長 大仲 良一	令和2年5月15日～ 令和3年3月31日
那覇市与義1丁目26番6号		

那覇市告示第 107 号

令和 2 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
あらかき歯科	新垣 繁信	令和 2 年 3 月 1 日
那覇市寄宮 153-1 2F		
一銀クリニック（医科）	医療法人 純心会	令和 2 年 4 月 30 日
那覇市天久 1 丁目 1 1 番 7 号 2 階		
松川内科小児科医院	国吉 勲	令和 2 年 3 月 31 日
那覇市松川 2－8－1 2		
安謝医院	大城 英紀	令和 2 年 3 月 31 日
那覇市安謝 2 丁目 1 5 番 7 号		
薬志堂薬局東町店	有限会社 薬志堂	令和 2 年 4 月 30 日
那覇市東町 6 番 2 4 号		
中山外科胃腸科医院	医療法人 中山外科胃腸科医院	令和 2 年 3 月 31 日
那覇市真嘉比 2 丁目 4 番 1 0 号		
かなさんデンタルケア小禄	池 徹	令和 2 年 3 月 31 日
那覇市宮城 1－1 8－1 エスタジオ小禄 B 1		

那覇市告示第 108 号

令和 2 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
葉志堂薬局東町店	令和元年 12 月 21 日
那覇市東町 6－2 4	
小禄ホワイト歯科	令和 2 年 3 月 31 日
那覇市高良 3－6－1	

那覇市告示第 109 号

令和 2 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり辞退の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	辞退年月日
所 在 地		
那覇デンタルクリニック	宮本 英欧	令和2年4月30日
那覇市久茂地2丁目24番19号 仲西ビル2階		

那覇市告示第 110 号

令和 2 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
小禄居宅介護支援事業所 (居宅介護支援)	令和2年3月31日
那覇市小禄2丁目1番地3	
安謝医院 (通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション)	令和2年3月31日
那覇市安謝2-15-7	

那覇市告示第 111 号

令和 2 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
小規模多機能型ホーム 牧志 (小規模多機能型居宅介護)	令和 2 年 4 月 1 日
那覇市牧志三丁目 8 番 10 号	
デイサービスセンタースイートピー (通所介護、介護予防通所介護相当サービス)	令和 2 年 5 月 1 日
那覇市安里三丁目 1 番 41 号	
医療法人陽心会 メディカルプラザ大道中央 (訪問看護、介護予防訪問看護)	令和 2 年 6 月 1 日
那覇市字大道 123 番地	

那覇市告示第 112 号

令和 2 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
ヘルパーステーション小禄		令和2年4月1日
所在地	那覇市字小禄547番地の1 (那覇市小禄2丁目1番地3)	
小禄訪問看護ステーション		令和2年4月1日
所在地	那覇市字小禄547番地の1 (那覇市小禄2丁目1番地3)	
居宅介護支援事業所リンクス		令和2年5月1日
所在地	那覇市寄宮3丁目3番5号 寄宮市街地分譲住宅322号 (那覇市三原2丁目1番17号 三原フラッツ302号)	
那覇市地域包括支援センター国場		令和2年2月10日
所在地	那覇市字上間372 ヤビクビル1F (那覇市字国場326)	

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第7号

令和2年4月30日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第514号
指定工事店名	石川設備工業
営業所所在地	沖縄県浦添市西原5丁目46番5号
代表者氏名	石川 良明
取消日	令和2年4月13日
取消理由	会社組織の変更、代表者の変更のため。

那覇市上下水道局告示第8号

令和2年4月30日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第522号
指定工事店名	株式会社石川設備工業
営業所所在地	沖縄県浦添市西原五丁目46番5号
代表者氏名	石川 隼人
有効期間	自 令和2年4月21日 至 令和7年3月31日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第4号

令和2年5月1日
掲 示 済那覇市選挙管理委員会
委員長 松田 義之

令和2年6月7日執行の沖縄県議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第1号の規定に基づき、令和2年5月5日から選挙期日までの間は、選挙人名簿の登録の移替えを行わないこととし、この期間に係る者の登録の移替えは、選挙期日の翌日以後に行う。

那覇市選挙管理委員会告示第5号
令和2年5月8日
掲 示 済

特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について

令和2年6月7日執行の沖縄県議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の5の4第7項の規定により、告示日前に特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒を交付し又は郵便をもって発送する場合、その交付及び発送を開始する日は、令和2年5月22日とする。

那覇市選挙管理委員会
委員長 松田 義之

監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号
令和2年6月1日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

令和元年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和元年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、那覇市長、那覇市議会議長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、別添のとおり公表します。

令和元年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について

I 市民文化部

1 まちづくり協働推進課

(1) 制限付一般競争入札の執行について（注意事項）

なは市民協働プラザ施設管理業務委託ほか6件の業務委託については、制限付一般競争入札により契約を締結している。

これらの制限付一般競争入札においては、業務内容に応じて、入札に参加するものに必要な資格が設けられ、資格を満たしているか等を確認したうえで、落札者が決定される。

当該各委託に係る入札実施公告において、落札候補者には資格審査書類の提出が義務付けられているにもかかわらず、当該書類の提出を求めることなく業者登録名簿を確認するにとどまっている。

当該名簿は、競争入札への参加資格者を登録した名簿であり、これらの業務委託に必要な資格を確認できるものではない。

制限付一般競争入札の執行に当たっては、入札実施公告等に則った適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、入札資格審査に当たっては入札実施公告等に則った適正な事務の執行を行うよう職員への注意喚起と周知徹底を図り、今後、このようなことがないよう、適正な事務処理に努めてまいります。

II 環境部

1 クリーン推進課

(1) スプリング入りマットレス等解体業務委託について（注意事項）

平成30年度スプリング入りマットレス等解体業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により那覇市シルバー人材センターと随意契約を締結している。

同号の規定により随意契約を締結する場合は、普通地方公共団体の規則で定める手続きによることが求められており、那覇市契約規則第21条において当該手続きが定められている。

しかしながら、当該業務委託については、同条第2号に定める契約締結後の契約者の名称、契約者とした理由等の契約の締結状況の公表が行われておらず不適正な事務処理となっている。

契約事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項について、スプリング入りマットレス等解体業務委託を含め、他類似案件についても、適正な事務の執行を行うよう周知徹底を図り、課内決裁時におけるチェック体制の強化を行ってまいります。

2 環境保全課

(1) 国場川水あしび実行委員会負担金について（要望事項）

国場川水あしび実行委員会負担金は、国場川水系の水質浄化、環境保全の啓発活動のためのイベントを開催することを目的として設置された本市、豊見城市ほか6市町等で構成される「国場川水あしび実行委員会」への負担金であり、平成30年度負担金として30万6,000円が支出されている。

当該実行委員会の経費は、本市、豊見城市からの負担金や繰越金等で運営されているが、本市が支出している負担金については、当該実行委員会の会則等において、根拠となる定めがない。

負担金支出に当たっては、会則等において、その支出根拠を明確にするよう努められたい。

□ 要望事項に関する措置

国場川水あしび実行委員会負担金につきましては、負担金の算定根拠を明確にするため国場川水あしび実行委員会会則にその支出根拠を明文化することを考えており、今後豊見城市と協議を行い、協議が整った後に、次年度の国場川水あしび実行委員会総会において、両市の負担金を明文化する会則案を提案することとしています。

Ⅲ 議会事務局

1 庶務課

(1) 政務活動費返還金（過年度分）について（注意事項）

政務活動費返還金（過年度分）については、那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第2項の規定により提出された収支報告書に基づき精算され、返還された20件の政務活動費である。

当該返還金は、平成30年6月27日及び同月29日に調定が行われ、納期限を指定せずに納付通知書を作成し、送付している。

那覇市会計規則第23条第3項は、「納付通知書等に指定する納期限は、特に定めがあるものを除くほか、調定の日から10日以内とする。」と規定しており、納期限を指定すべきであった。

政務活動費返還金収納に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今後、政務活動費返還金に関する納期限については、那覇市会計規則を遵守し、納付書に納期限を明記して発行します。また、議員にも周知を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

（2）資金前渡金の精算遅れについて（注意事項）

会派視察に伴う出張旅費のため受領した前渡金について、用務終了日（支払い日）は平成30年12月21日、精算日は翌年1月23日となっており、精算が26日間遅延している。ほかにも前渡金の精算が遅延している事例が散見された。

資金前渡金の精算について、那覇市会計規則第57条第1項第3号は、その他の前渡金は、支払いが終了した日から（出張先で支払った経費については帰庁後）7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡金の精算事務に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

担当者において服務旅費研修を積極的に受講し認識を深め、課内においても管理職を含め情報共有を図りながら、適正な事務処理に努めてまいります。

IV 上下水道局

1 料金サービス課

（1）その他特別利益に係る未収金について（要望事項）

本市と浦添市は、浦添市前田地区の公共下水道を本市の公共下水道に接続することについて、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき協議し、昭和62年3月に協定書を締結しているが、平成29年12月に浦添市からの報告で、平成11年2月から平成29年9月までの18年間で新たに接続された建物からの排出汚水量等の報告が漏れ、この間の下水道使用料が未払いとなっていることが判明した。

当該未払いとなっていた下水道使用料に係る本市の支払い請求に対し、浦添市から直近5年分については支払いがあったものの、過去5年を超える期間分については消滅時効の完成を主張しており、支払われていない。

本市は、当該未払いとなっている下水道使用料から沖縄県中部流域下水道維持管理負担金同等額及び浦添市下水道徴収事務手数料同等額を控除した1,103万4,429円を当該協定書第2項の規定に基づき平成30年11月末に請求を行ったが支払いはなく、令和元年5月末及び令和2年1月にも請求を行っているが、今回の監査時点でも収納には至っていない。

引き続き、浦添市との協議等を進めるとともに、浦添市の消滅時効完成の主張を踏まえた適正な債権管理に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

令和2年1月30日後期定期監査において消滅時効完成の質疑があったことから、令和2年3月4日に当市顧問弁護士へ改めて相談したところがあります。

今後、当市顧問弁護士と調整を行い適正な債権管理に努めていきたいと考えております。

那 監 公 表 第 4 号

令和 2 年 5 月 18 日

掲 示 済

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

那覇市職員措置請求監査結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を執行したので、同項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

住民監査請求に係る監査結果

《市営住宅入居者に係る措置請求》（令和2年3月26日請求）

目 次

第1	監査の請求	P 1
1	請求人	P 1
2	請求書の提出	P 1
3	請求の要旨	P 1
4	事実証明書	P 1
第2	請求の受理	P 1
第3	監査の実施	P 2
1	監査対象事項	P 2
2	請求人の証拠の提出及び陳述	P 2
3	監査対象部署に対する調査	P 2
第4	監査の結果	P 2
1	確認した事実	P 2
2	監査対象部署の説明	P 3
3	関係法令等	P 3
4	監査委員の判断	P 3
5	結論	P 4
第5	監査委員の意見	P 5
1	本件市営住宅に係る明渡請求について	P 5
2	市営住宅課の対応について	P 5

第1 監査の請求

1 請求人

氏名は省略

2 請求書の提出

令和2年3月26日

3 請求の要旨（「那覇市職員措置請求書」の原文のまま。ただし、個人情報に係る部分は省略又は伏せ字にした。）

城間市長は、那覇市営住宅条例の財産管理を怠る事実として「A氏」は条例に違反し、不正に入居している。理由なく法令に基づく措置がとられていない。添付の那覇地方法務局の登記簿・所有建物写真を参照してください。居住に十分使える状態にある。

市営住宅は、現に住宅に困窮する低額所得者を入居資格にしている。

市営住宅に入居希望の倍率が高い中、不正の行為によって入居し続けることは、市営住宅の目的と困窮する入居希望者の利益に反する。

違法で条例に違反している、違法の不当な契約に関して是正、措置することを求める。

ちなみに、令和元年12月10日付、市営住宅課へ「市営住宅入居資格について」問い合わせへの回答がありません。

4 事実証明書

請求人から、事実証明書として、以下の提出物があった。

- (1) 土地・建物の全部事項証明書（令和元年11月15日那覇地方法務局交付。以下「本件証明書」という。）
- (2) 写真三葉
- (3) 「市営住宅入居資格について」と題された市営住宅課長宛ての文書

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する所定の要件を備えているものと認め、これを令和2年4月7日に受理決定し、件名を「市営住宅入居者に係る措置請求」（以下「本件措置請求」という。）とした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 指定された職員

那覇市長 城間幹子

(2) 請求人が求める措置内容

市営住宅（以下「本件市営住宅」という。）に違法若しくは不当に入居し続ける入居者に対して是正措置を講ずること。

(3) 判断すべき内容

本件措置請求事実が、法 242 条第 1 項に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実該当し、本市に損害が生じているか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、証拠の提出の機会を設けたが、新たな証拠の提出はなかった。

また、同項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 23 日に請求人による陳述の機会を付与した。陳述は、おおむね本件措置請求書の要旨に基づき行われ、本件措置請求書の内容を補充する陳述としては、次の趣旨の発言があった。

- ・ A氏が、現在不動産を所有しているにもかかわらず、入居し続けていることについて措置を求めているのであって、収入超過のことは問題にしていない。
- また、入居時の資格のことを問題にしているわけでもない。
- ・「市営住宅入居資格について」と題された市営住宅課長宛ての文書への回答が、今日現在まだない。

3 監査対象部署に対する調査

監査に当たり、まちなみ共創部市営住宅課を対象として関係書類を調査したほか、令和 2 年 4 月 16 日に関係職員に対し出頭を求め、監査委員による調査を行った。

第4 監査の結果

1 確認した事実

(1) 本件市営住宅の入居決定について

A氏は、那覇市営住宅条例（平成 9 年那覇市条例第 35 号。以下「条例」という。）条例第 6 条第 1 項各号に掲げる入居条件を具備する者として本件市営住宅への入居が決定され、現在も入居中である。

(2) 市営住宅への入居要件について

条例第6条第1項第3号において、「現に住宅に困窮していることが明らか
な者であること。」が入居条件とされている。

(3) 市営住宅の入居継続要件について

住宅明渡請求について規定する条例第42条第1項において、住宅困窮状
態が解消された場合が明渡請求事由になっていないことを確認した。

(4) A氏の不動産所有について

本件証明書により、A氏が本件市営住宅入居後に不動産（土地及び建物。以
下「本件不動産」という。）を取得及び所有していることを確認した。

2 監査対象部署の説明

条例第6条第1項第3号に規定する住宅困窮要件は、入居時だけの要件なのか、
入居継続要件でもあるのかについて

市営住宅課としては、住宅明渡請求について規定する条例第42条第1項には、
住宅困窮状態が解消された場合が明渡請求事由とされていないことなどから、住
宅困窮要件は入居時だけの要件であり、入居継続要件ではないと考えている。

3 関係法令等

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第237条、第238条及び第242条
- (2) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第29条
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条
- (4) 那覇市営住宅条例（平成9年那覇市条例第35号）第6条、第30条、
第42条、第44条、第48条及び第56条の2

4 監査委員の判断

上記の1確認した事実及び2監査対象部署の説明等に基づき、次のとおり判断
する。

(1) 法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」について

法第237条第1項は「「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をい
う。」と、法第238条第3項は「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分
類する。」と、及び同条第4項は「行政財産とは、普通地方公共団体において公
用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい(後略)」と規定し
ており、本件市営住宅は、ここでいう「行政財産」である。

ところで、法第242条に規定する住民監査請求制度の趣旨目的は、「それ自体、
地方公共団体の内部で財務行政の違法又は不当を糺すという意義を有する。」

（逐条地方自治法〈第9次改訂版〉）とされているところである。

また、住民監査請求を前置要件とする住民訴訟において、最高裁判所判決平

成 2 年 4 月 12 日 (最高裁判所民事判例集 44 卷 3 号 431 頁)では、「法 242 条の 2 に定める住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は法 242 条第 1 項に定める事項、すなわち(中略)財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。」と判示されていることから、住民監査請求の対象も財務会計上の行為等に限られると解される。

さらに、財務会計上の行為等であるか否かについて、東京地方裁判所判決平成元年 10 月 26 日 (判例時報 1333 号 87 頁)では、「住民による監査請求及び訴訟の制度が、地方公共団体の行政一般が公正に行われることを担保するためのものでなく、地方公共団体の財務会計の公正を担保するための制度であることに鑑みると、ある行為又は事実が財務会計上の行為又は事実と該当するか否かは(中略)当該行為又は事実がその性質上専ら財務的処理を目的とするものであってはじめて財務会計上のものということができると解するのが相当である。

なお、この場合において、当該行為又は事実が専ら財務的処理を目的とするというのは、当該行為又は事実が専ら一定の財産の財産的価値に着目し、その維持、保全、実現等を図ることを目的とするということであると解すべき」と判示されている。

そして、財産のうち「行政財産」について、東京地方裁判所判決平成元年 6 月 23 日 (行政事件裁判例集 40 卷 6 号 603 頁)では、「住民訴訟の対象とされる「違法な行為又は怠る事実」(中略)とは、公有財産の財産的価値に着目してその価値を維持保全する財務管理についての違法な行為又は怠る事実をいうものと解すべきであり、公有財産のうち行政財産をその公用又は公共目的に沿って管理する行政管理に係る行為又はその管理の懈怠は、住民訴訟の対象となり得ないものというべきである。」と判示されており、行政財産に係る財産の管理を怠る事実については、財務会計上の財産管理行為には該当せず、住民監査請求の対象にはならないと解される。

(2) 本件措置請求の対象について

請求人が、是正措置として、那覇市長に A 氏に対する明渡請求を求めていることについては、本件市営住宅の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらず、住民監査請求の対象である「財産の管理を怠る事実」には該当しないものと解する。

5 結論

以上のとおり、本件措置請求については、住民監査請求の対象とはならないことから不適法と判断し、これを却下する。

第5 監査委員の意見

1 本件市営住宅に係る明渡請求について

請求人は、A氏が本件不動産を所有し、住宅に困窮していないにもかかわらず、本件市営住宅に入居継続していることが違法だと考え、その是正措置として、那覇市長に、A氏に対して明渡請求することを求めているものと解される。

しかしながら、市営住宅の明渡請求事由を規定する条例第42条第1項において、住宅困窮状態の解消が明渡請求事由とされていないことなどに照らせば、条例上、住宅困窮要件は入居継続要件とはされていないと解される（東京高等裁判所判決昭和61年9月29日判例タイムズ627号152頁参照）。

よって、A氏が現在本件不動産を所有していることは認められるが、そのことを理由に、那覇市長がA氏に本件市営住宅の明渡しを求めることはできない。

2 市営住宅課の対応について

請求人からの市営住宅に係る問い合わせについて、市営住宅課による十分な対応がなされなかったことが、住民監査請求につながったと考えられる。

市営住宅課は、市民にこのような疑念を生じさせないためにも、市民の問合せについて、迅速かつ丁寧に対応する必要があると考える。